

## 8 在宅における高齢者虐待への対応

一言で高齢者虐待といっても1ページに記載のとおり、様々な状況があります。対応方法は、虐待の状況の深刻さから「緊急事態」、「要介入」、「要見守り・支援」の3つのレベルに分けて考える必要があります。

適切な対応を行うためにも、種類と程度の視点から虐待の状況を正確に把握することが大切です。

### 虐待の程度に応じた対応方法

虐待かどうかの判断に迷うことの多い状態です。放置すると深刻化することもあるため、本人や家族の支援、介護サービスの見直し等を図ることが大切です。

虐待の程度

当事者に自覚がない場合も含めて、外から見ると明らかな虐待と判断できる状態で、専門職による介入が必要な状態です。

#### 要見守り・支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護保険事業所等による家族への助言や情報提供、適切な介護サービスの利用による介護負担の軽減などが介護者や家族へのサポートとなることがあります。

また、民生委員や近隣住民の見守りや声かけなど日常的なコミュニケーションが、不適切なケアを予防する上で効果的なこともあります。



#### 要介入



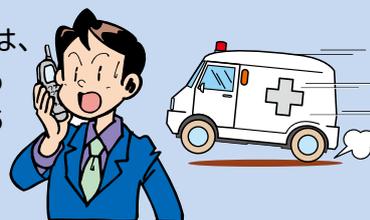
専門職等のネットワークによる問題解決が必要です。

また、市町による対応手段、事業所による対応マニュアルの整備が求められています。

#### 緊急事態

状況に応じて警察や救急に連絡したり、やむを得ない事由による措置（※）等により、高齢者本人を緊急避難させることが必要です。

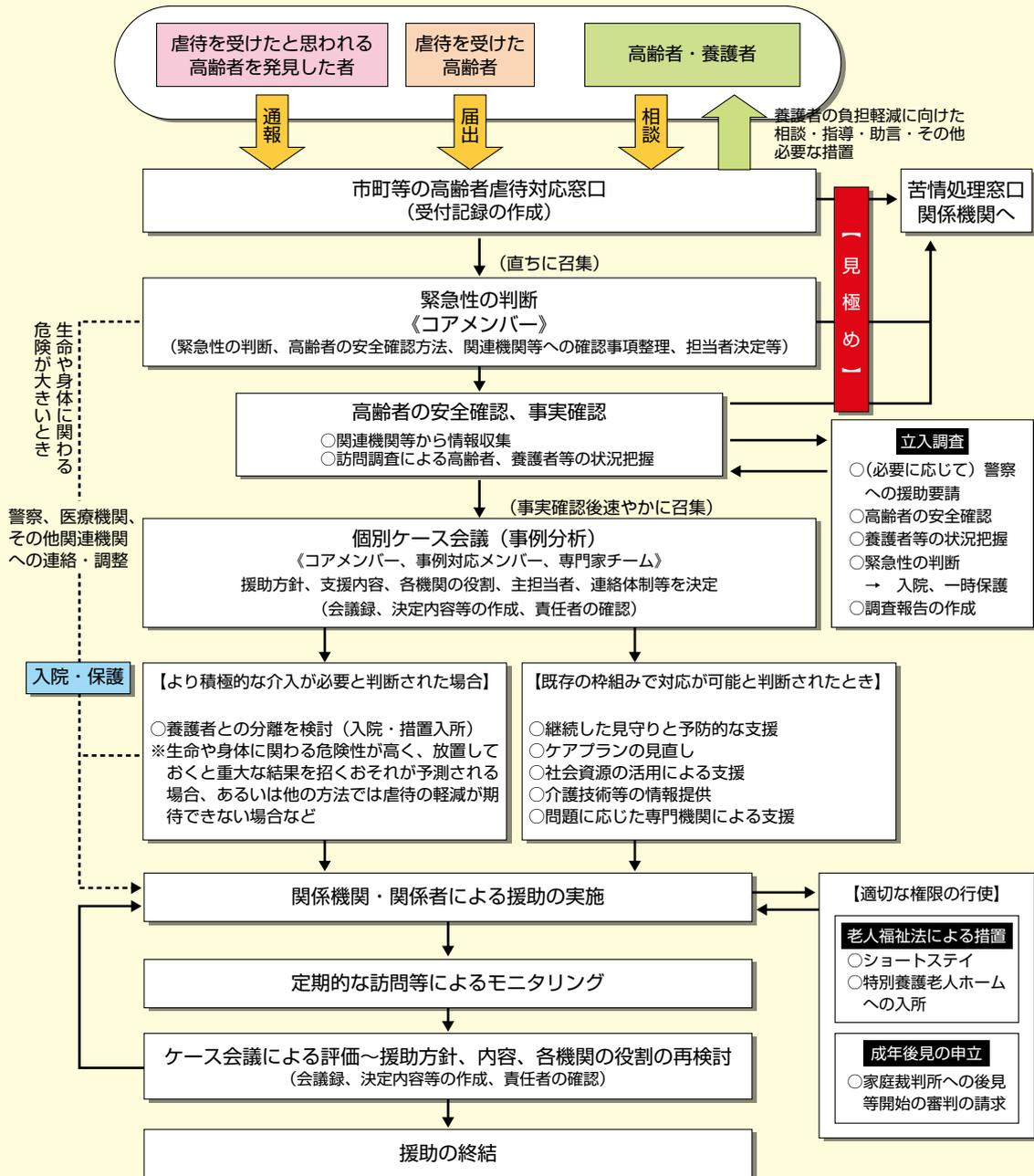
ただし、家族間の問題は、その後の関係の修復等も含めて支援する必要があります。



※やむを得ない事由による措置

本人が家族等の虐待または無視を受けている場合などのやむを得ない事由により、契約による介護サービスの利用が著しく困難である場合に、市町が措置できる制度（老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項第2号による）

# 養護者による高齢者虐待への対応手順



「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(厚生労働省)より

## 個別ケース会議のメンバー構成

- ① コアメンバー**  
市町担当部局の管理職と担当職員、事務委託の場合は委託先の職員を含みます。緊急の判断を求められることがあるため、担当部局管理職は必須です。
- ② 事例対応メンバー**  
虐待の事例に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者を召集します。メンバーは事例によって代わるが、「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」を構成する各機関を中心に、「早期発見・見守りネットワーク」構成機関等の参加も検討します。
- ③ 専門家チーム**  
虐待の事例に応じて、専門的な対応が必要となる場合には、「関係専門機関介入支援ネットワーク」を構成する機関の実務担当者を召集し、専門的な対応を図ります。